

いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト(公立学校)【参考例】

<当該児童生徒に関する情報>

学校名：		学年：	性別：	年齢：
1 いじめ重大事態の発生から調査開始		法、基本方針等の記載箇所		チェック欄 (年月日記入)
1	(2号事案の場合) 欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いことから、 重大事態に至るよりも相当前の段階から教育委員会への報告相談を行い、情報を共有するとともに準備作業に取り組む	● 基本方針32頁 ● ガイドライン4頁 ● 不登校重大事態指針2頁		
2	学校から教育委員会を通じて地方公共団体の長へ報告 ※2号重大事態は、7日以内に行うことが望ましい ※R5.3.10付け事務連絡に基づいて、教育委員会を通じて様式1の文部科学省への提出	● 法第30条第1項 ● 基本方針33頁 ● ガイドライン5頁 ● 不登校重大事態指針3頁		
3	教育委員会事務局から教育委員会への報告 ※教育委員会への報告を迅速に行うとともに、対処方針を決定する際は、教育委員会会議を招集する	● 不登校重大事態指針3頁 (1号事案についても同様の対応をとることが望ましい)		
4	教育委員会が調査主体、どのような調査組織とするか判断 ※公平性中立性が確保された調査組織とすること ※学校主体の調査の場合は、教育委員会は調査の実施及び情報の提供等について必要な指導及び支援を行う	● 法第28条第3項 ● 基本方針33頁 ● ガイドライン6頁 ● 不登校重大事態指針4頁		
5	被害児童生徒及び保護者に対する調査方針の説明等 ※重大事態調査の目的、調査主体（組織の構成、人選）、調査時期・期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供等について調査を開始する前に被害児童生徒・保護者に丁寧に説明を行う	● ガイドライン7～10頁 ● 不登校重大事態指針9頁		
6	加害児童生徒・保護者への調査方針の説明等	● ガイドライン9頁 ● 不登校重大事態指針9頁		
7	学校から教育委員会を通じて文部科学省への重大事態調査開始報告 ※R5.3.10付け事務連絡に基づく様式2の提出	—		
2 重大事態調査の実施		法、基本方針等の記載箇所		チェック欄 (年月日記入)
1	当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施 ※学校主体の調査の場合は、教育委員会は必要な指導及び支援を行う	● 法第28条第1項、第3項 ● 基本方針35～38頁 ● ガイドライン6、10～12頁 ● 不登校重大事態指針5～7頁		